広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業
（第６期）
事務処理マニュアル

※本マニュアルは、広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）実施の周知・案内のため、第５期支援事業参加登録事業者様に送っているものです。

※第５期支援事業参加登録事業者様で、第５期終了以降、ＬＰガス販売事業を廃止又は他の事業者に譲渡等して、現在ＬＰガス一般消費者等への販売事業を行っていない事業者（事業所）様につきましては、お手数ですがご一報賜りますようお願い申し上げます。

令和　８年　８月

広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業 事務局
（一般社団法人広島県ＬＰガス協会）

目　　次

１ はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２ 第６期支援事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（１）目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（２）概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（３）値引きの対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（４）値引きの実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（５）値引き額の明示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（６）ＬＰガス販売事業者の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（７）ＬＰガス販売事業者への事業費の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（８）帳簿等の保存 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

３ 手続きの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（１）手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（２）手続き方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（３）各種手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

① 事業者登録書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

② 実績報告兼精算払い請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

③ 証憑類による確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

④ 額の確定通知及び精算払い（事業費の支給） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

４ お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

各種資料

様式１：同意書関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

様式２−１：実績報告書兼精算払い請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

様式２−２：振込先確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

値引き実施一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

１ はじめに

広島県ＬＰガス協会は、これまで、広島県から「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」の委託を受け、第１期支援事業として令和５年１０月から１２月までの３ヶ月にわたり、第２期支援事業として令和６年１月及び４月において、第３期支援事業として令和７年２月に、第４期支援事業として９月に、また第５期支援事業として２月に、広島県内のＬＰガス一般消費者等に対して、ＬＰガス販売事業者を通じた利用料金の値引き支援を行ってきました。

この度、第１期～第５期支援事業に引き続き、原油価格・物価高騰が続く中、広島県からの委託により「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）」（以下「第６期支援事業」という。）として、広島県内でＬＰガスを使用する一般消費者等の負担を直接的に軽減することを目的とした、ガス料金値引き支援事業を実施することとなりました。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められておりますので、本事業に参加する事業者は、本事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき適正な実施をお願いします。

２ 第６期支援事業の概要

（１）目的

原油価格・物価高騰が続く中、広島県内でＬＰガスを使用する一般消費者等の負担を直接的に軽減することを目的とします。

（２）概要

これまでのＬＰガス料金高騰対策支援事業（第１期～第５期）に引き続き、第６期支援事業として、広島県内でＬＰガスを使用する一般消費者等を対象に、広島県が定める助成金額の範囲内で値引き支援を行います。

当該対象の１契約（１メーター）当たりのＬＰガスの利用料金（基本料金と従量料金の合計）より広島県が指定する値引き額の値引きを行ったＬＰガス販売事業者に対し、値引きの原資及び事務負担費用を事業費として支給します。

（３）値引きの対象者

第１期～第５期支援事業と同様

（４）値引きの実施

［支 援 額］

支援対象者 １ 契約（１メーター）につき、最大 ５８０円（税抜）とします。

［値引き方法］

原則として、「令和８年９月検針分の請求時」において ５８０円（税抜）の値引きを行います。

なお、「令和８年 10 月検針分の 10 月請求時」も可能とします。

※値引き実施に係る注意事項

・当該事業では「令和８年９月検針分の請求時」において値引き実施としていますので、当月検針当月請求を行っている事業者におきましては９月請求時に値引き実施、当月検針翌月

請求を行っている事業者につきましては 10 月請求時に値引き実施となります。
なお、10 月検針 10 月請求時の値引き実施も可能とします。

・値引きの実施に当たっては、同意書を提出した後、検針、請求時等に値引き額を明示した上で実施してください。

・月の途中での契約等により、当該月の利用料金（税抜）が値引き額の ５８０円（税抜）に満たない場合は、原則利用料金と同額を値引き額とします。

（５）値引き額の明示

事業者が本事業による値引きを実施する際、支援対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、当該月の検針票、請求書、領収書、ＷＥＢ明細などに以下の内容を明示してください。

＜値引きの事実確認のための記載事項＞
①値引き前後の額
※システムの都合により値引き前の額が表示できない場合は値引き後の額のみを明示
②値引き額：５８０ 円（税抜）
③「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業により最大 ５８０ 円（税抜）を値引きしています。」の文言を明示する。

※１．請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみの記載でも差し支えないものとします。

※２．値引き実施の明示においては、少なくとも「広島県の支援により最大５８０円の値引き」を明示してください。

（６）ＬＰガス販売事業者の要件

第１期～第５期支援事業と同様

（７）ＬＰガス販売事業者への事業費の支給

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を事業費として支給します。

費用の支給は、原則最終の値引き実施報告において適正な値引きの実施を確認後、一括して支給（精算払い）します。

なお、第１期及び第２期支援事業で行いました事前の事業費の支給（概算払い）については、第３期、第４期、及び第５期支援事業同様、第６期支援事業においても値引き支援実施が１回のみであることから原則行いません。

［値引き実施に当たっての原資］
１契約につき最大 ５８０ 円（税抜）

［事務負担費用］
・支援対象件数 300 件以下：60,000 円
・支援対象件数 300 件超 999 件まで：1 件につき 200 円
・支援対象件数 1,000 件以上：一律 200,000 円

（８）帳簿類の保存

本事業は広島県が定めた「ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）補助金交付要綱」に基づき実施する事業であることから、本事業実施に係る帳簿及び書類の保存期限は、同要綱第１３条の規定に基づき、事業完了の日から１０年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとします。

３ 手続きの概要

（１）手続きの流れ

①「同意書」の提出：令和８年８月４日(火)～８月３１日(月)

第６期支援事業の実施に当たり、第５期支援事業の登録事業者においては「同意書」の提出をもって事業へ参加するものとします。

・第５期支援事業でお使いいただいたマイページより同意書を提出してください。

※マイページによる申請の場合、同意書の添付は必要ありません。

必須項目がございますので、ご入力の上、提出を完了させてください。

・郵送により同意書を提出される事業者は、第６期支援事業のＤＭ到着後、様式１による同意書を提出してください。

・同意書の提出をもって事業の着手としますので、同意については支援対象者に対する値引き実施日（請求日）より前となるようご対応ください。

※第６期支援事業から新たに参加する事業者につきましては、別途事業者登録、マイページの開設を行いますので、「４ お問い合わせ先」に記載の事務局あてにご連絡いただきますようお願いします。

② 値引きの実施

原則として、令和８年９月検針分の請求時において値引きを実施します。

なお、１０月検針分の１０月請求時における値引きも可能とします。

また、第６期支援事業での値引き実施は、第３期、第４期及び第５期同様１回のみとなります。

③ 実績報告及び精算払い請求

実績報告書兼精算払い請求書の提出：令和８年１０月１９日（月）～１１月２０日（金）

④ 額の確定通知及び精算払い

実績報告書兼精算払い請求書を提出いただいた後、証憑類の確認を行った上で、額を確定し、１２月下旬を目途に精算払いを行います。

（２）手続き方法

原則、以下の ＷＥＢサイトから電子申請により行ってください。

なお、電子申請が行えないなどやむを得ない事情がある場合は、ＷＥＢサイトより各種様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送により提出してください。

※ すべての手続書類について印鑑の押印は不要です。

※ 各種様式を ＷＥＢサイトから入手できない方は事務局より郵送しますので、ご連絡ください。

○ ＷＥＢサイト：https://hiroshima-lpg-shien.jp/
（※当該ＷＥＢサイトは令和８年８月４日（火）の開設予定）
○ 郵送用宛先：**〒731-0191　日本郵政株式会社　安佐南郵便局私書箱１号**
「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業 事務局 宛」
※ 郵便番号を間違えないよう、はっきりとご記入ください。
※ 配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）で提出してください

（３）各種手続きについて

① 同意書の提出

事業者が本事業による値引きを実施するには、「同意書」（様式１）の提出が必要です。

なお、受付期間内での「同意書」の提出が困難な事業者は、事前に事務局までご連絡ください。

また、今期より事業に参加する事業者は別途事業者登録を行う必要がありますので、事務局までご連絡いただきますようお願いします。

【表１：同意書の受付期間、提出書類一覧】

受付期間	令和８年８月４日（火） ～ ８月３１日（月）

	提出書類	様式
1	同意書	様式１

② 実績報告及び精算払い請求

値引き実施後、実施状況（支援対象件数と値引きした金額の総額）及び事務負担費用について「**実績報告書兼精算払い請求書**」（様式２－１）により、値引きの実施を証する書類（検針伝票、請求伝票等）を添付の上、提出してください。

値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者への請求書等）は、最低でも３件の提出が必要です。また支援対象者が３，００１件以上は、１，０００件ごとに１件の証憑類を追加提出してください。

なお、第６期支援事業においては、値引き実施が１回のみであることから、原則として事前の概算払いは行いません。事業者への事業費の支給は精算払い請求において行います。

【表２：実績報告書兼精算払い請求書提出期間、提出書類一覧】

値引き実施分の報告期間	令和８年１０月１９日(月) ～ １１月２０日(金)（様式２）

	提出書類	様式
1	実績報告書兼精算払い請求書	様式２－１
2	値引き実績一覧表	別添１（※１、２）
3	値引き実施を証する書類（３件）	任意（表３）
4	振込先確認書（※３）	様式２－２
5	通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し	※４

※１．値引きを実施した全てのお客様について、別添１「値引き実績一覧表」により「① お客様コード（管理番号）など」、「②お客様所在地（例：広島県広島市〇区）」、「③ 値引き額（税抜）」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。

なお、郵送の場合であっても、別添「値引き実績一覧表」の様式により、必要項目を記載の上、提出してください。

※２．「値引き実績一覧表」の「②お客様所在地（例：広島県広島市〇区）」欄につきましては、広島市の場合のみ行政区までの記載をお願いします。その他は、市までの記載で構いません。

※３．様式２－２「振込先確認書」については、第５期支援事業から振込先口座の変更もしくは新規登録の場合のみ提出してください。

※４．ネット銀行の場合は口座情報照会画面などの写しを提出してください。
第５期支援事業から振込先口座の変更もしくは新規登録の場合のみ提出してください。

③ 証憑類による確認

第１期～第５期と同様に、第６期支援事業においても証憑類による実施状況の確認を行います。

【表３：証憑類による確認に係る提出書類】

	提出書類
1	値引きの事実を確認することができる検針伝票、請求伝票、領収書やＷＥＢ明細の写し、帳簿書類の写し、システム画面のハードコピー（スクリーンショット）等

④ 額の確定通知及び精算払い（事業費の支給）

値引き実施に係る実績報告における証憑類等により本事業の適正な実施が認められた事業者に対して額の確定を行い、精算払いします。（１２月下旬を目途）

４ お問い合わせ先

広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業事務局

ＴＥＬ：**082-563-5309**（お問い合わせ専用回線）

※第５期支援事業の時と同じ電話番号です。

受付時間：午前 9 時～午後 4 時 30 分（土日祝日、年末年始を除く）

※お問い合わせの受付開始は、**令和８年８月４日（火）**の予定です。

様式１：同意書関係

令和　　年　　月　　日

一般社団法人広島県ＬＰガス協会会長　様

申請者	ＩＤ番号	※
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は営業所長等	

※ＩＤ番号は前回と同じです。第６期支援事業でお送りしているＤＭ「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）の実施について」に記載の【H000000】のコードを必ずＨからご記入ください。
　新規登録者については新たにＩＤ番号を付しますので、その番号を記入してください。

広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）の実施に係る同意書

広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）の実施について、広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）事務処理マニュアル（以下、「第６期マニュアル」という。）に基づき、本書を提出します。

記

１．同意事項（下記□内にチェック☑を入れ提出すること）

□　広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）の実施について同意します。

２．支援対象者数（７月時点での支援対象者数）

支援対象者数　＿＿＿＿＿＿＿＿件

３．申請担当者（第５期事業時と変更がある場合は記載してください）

担当者名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

以　上

様式２－１：実績報告書兼精算払い請求書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人広島県ＬＰガス協会会長　様

登録者	ＩＤ番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は営業所長等	

※ＩＤ番号は前回と同じです。第６期支援事業でお送りしているＤＭ「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）の実施について」に記載の【H000000】のコードを必ずＨからご記入ください。
　新規登録者については新たにＩＤ番号を付しますので、その番号を記入してください。

広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）実績報告書兼精算払い請求書

広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）事務処理マニュアルに基づき、下記のとおり提出します。

記

１．値引き実施件数　＿＿＿＿＿＿＿＿件

２．値引き実施額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（※別添１「値引き実施一覧表」の総額と一致すること）

３．精算払い請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

項　　目	件数	金額(税抜き)
値引き実施分	件	円
事務負担費用 ※1	件	円
合　　計	―	円

※１支援対象件数 300 件以下：60,000 円　 300 件超は 1 件につき 200 円（上限 200,000 円）
　また、事務負担費用に係る件数は表上の値引き実施分と一致すること

以　上

【添付すべき書類】

・値引き実施一覧表（別添 1）

・値引きの事実を確認できる証憑類

　値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず 3 件の提出が必要です。

　また支援対象者が 3,001 件以上は、1,000 件毎に 1 件の証憑類が追加で必要となります。

　（例）支援対象者数　800 件⇒3 件証憑類　5,600 件⇒6 件証憑類

様式２－２：振込先確認書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人広島県ＬＰガス協会会長　様

広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）　振込先確認書

（第５期から変更もしくは新規登録の場合のみ使用）

請求者	ＩＤ番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は営業所長等	

※ＩＤ番号は前回と同じです。第６期支援事業でお送りしているＤＭ「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業（第６期）の実施について」に記載の【H000000】のコードを必ずＨからご記入ください。

新規登録者については新たにＩＤ番号を付しますので、その番号を記入した上で、必ず提出してください。

金融機関名					支店名				本店 支店 出張所		
金融機関コード（４ケタ）	主な金融機関コード ・広島銀行【0169】　・もみじ銀行【0569】 ・広島信用金庫【1750】　・JA ひろしま【7994】										
店番号（３ケタ）				口座種別	普通 ・ 当座						
口座番号（７ケタ）											
口座名義（カタカナで記入）											

※１　口座番号は必ず７桁の入力を願います。６桁以下の場合、始めに「０」を記載し７桁にしてください。

※２　必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人の口座に限ります）。また、通帳の見開きページに印字されている名前と申請者の名義が一致していることをご確認ください。

※３　**通帳の表紙**及び、**口座情報が記載されている見開きページ全体**の**両方**が確認できるものを添付すること。

※４　ネット銀行の場合、上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写しを添付すること。

※５　振込先に変更がない場合は提出の必要はありません。

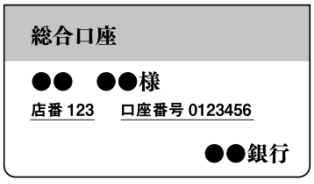

【通帳の表側（イメージ）】

【通帳の見開きページ（イメージ）】

値引き実施一覧表

別添1

ＩＤ番号		**値引額合計(税抜)**		
事業所名		**支援対象者件数**		件

No	①	②	③
	お客様番号 （管理番号など世帯を特定できるもの）	**お客様所在県市町** （必ず広島県から記入） ※広島市の場合は行政区まで	**値引額（税抜）**
（例）	123-45-67890-12（または世帯名）	広島県広島市〇区	¥580
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

参考資料

≪ 利用料金の値引きの周知（例）≫ ※ 周知を行う際、検針票に添付する場合等に適宜ご使用ください。

広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	広島県が実施する「広島県ＬＰガス料金高騰対策支援事業」により、令和８年９月検針分の請求時において最大 ５８０ 円（税抜）を値引きします。 年　月　日 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿